



市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「山陽小野田市住宅マスタープラン(案)」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、計画案の全文は市のホームページからご覧ください。

【問い合わせ先】 建築住宅課 (☎ 82-1167)

*住宅マスタープランとは

新市の総合計画をもとに、ゆとりある住宅の供給と快適で質の高い居住空間を提供するため、住宅政策にかかる総合的な計画を策定します。平成 29 年度までの計画です。

住宅マスタープラン (案)	【担当課】 建築住宅課 ☎ 82-1167 ○ 公募期間 2月1日(月)～26日(金) ○ 意見の件数 2件
お寄せいただいた意見	市の考え方 (対応)
<p>第3章2の(1)の住宅の安全の確保の具体的施策の「災害に強い住宅の普及」では、具体的な施策が記述されていますが、第2章3の(2)住宅施策に係る数値目標に耐震基準適合基準が入っていないがどういう理由であげてないのですか。</p>	<p>耐震改修につきましては、平成20年8月に「山陽小野田市耐震改修促進計画」を策定し、こちらに数値目標をあげています。このため、重複する項目につきましては本マスタープランに記載をしていません。</p>
<p>第2章3の(2)の住宅施策に関する個別的指標と数値目標の表 住宅施策に係る数値目標の目標年次(平成29年)の達成率が定められているが、みな民間任せで行政としての具体的な誘導施策がない。例えば、一定の省エネルギー対策を講じた住宅の比率11.1%→30%になっているが、みな民間任せで具体性がない、ある部分は、行政が行政施策で補助事業等で誘導していく等の具体的行動指針や具体的施策がほしい。でなければ、単なる行政職員の数字遊びで絵に描いた餅である。こんな分析に時間を掛けて作文を作る時間があれば現場に出て、例えば、戸別住宅を訪問し、住宅の耐震基準の測定・省エネルギー住宅への部分補修のアドバイスや欠陥住宅等もろもろの指導等を行い、住民が行政に望み、期待していることをしてほしいし、それを実施する手だての相談や助成制度の拡充・優良業者の紹介や斡旋等を期待する。(行動する職員に)もし、行政でできない部分については、NPO法人等を育成し、行政と協働で行っていくことも考慮すべきである。</p>	<p>省エネルギー住宅に関する具体的な誘導施策につきましては、旧小野田市においては「小野田市優良住宅利子補給制度」を策定し、一定の基準を満たす省エネルギー住宅についてその利子を補給するという事業を行っていました。しかし、合併後の財政立て直しにより事業を停止し、次の施策を模索していましたところ、政府の住宅エコポイント制度が創設されましたのでこちらに期待している次第です。本市においても引き続き模索していきます。また、今年度は「山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業」を実施し、誘導施策として一定の成果を上げたと考えています。耐震診断・改修工事につきましては、「山陽小野田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要領」により一定の補助を行い、誘導施策として実施しています。業者の紹介につきましては、「やまぐち住宅リフォーム事業者登録制度」「山口県木造住宅耐震診断・改修技術講習会修了者名簿」を建築住宅課で閲覧ができますのでご利用ください。NPO法人等の育成ですが、社団法人山口県建築士会小野田支部の講習会を後援し、年一回程度「耐震診断・改修」「住宅用火災報知器の設置」の二つの項目について市民向けの講習会を開催しています。今後も、同団体等と協働して行きます。</p>